

契約の内容

契約年月日	令和 6 年 7 月 1 9 日
契約業者名	(株) 電業社機械製作所 九州支店
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東 2 - 1 0 - 3 5
工事の名称	菊池川玉名排水機場 1 号ポンプ設備修繕工事
工事場所	熊本県玉名市秋丸地先
工事種別	機械設備工事
工事概要	主ポンプ分解整備、改造 1 台 吐出弁分解整備 1 台 主原動機更新 1 台 減速機更新 1 台 機側操作盤更新 2 面 電気工事 1 式 土木工事 1 式 排水機場遠隔監視装置更新 1 台
工期 (自)	令和 6 年 7 月 2 0 日
工期 (至)	令和 8 年 3 月 1 3 日
契約金額	3 2 6 , 1 5 0 , 0 0 0 円 (税込み)

随意契約理由書

1. 工事名 菊池川玉名排水機場 1 号ポンプ設備修繕工事
2. 施工場所 熊本県玉名市秋丸地先
3. 契約の相手方 住 所：福岡県福岡市博多区博多駅東 2－1 0－3 5
会社名：(株)電業社機械製作所 九州支店
支店長 堤 雅嗣
電 話：0 9 2－4 0 9－3 1 7 3
4. 随意契約適用法令 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該工事の目的
本工事は、菊池川河川事務所が管理する玉名排水機場の 1 号ポンプ設備の機能維持を目的として、機械設備の修繕を行い設備の維持管理に万全を期するものである。
 - 2) 工事の内容
本工事は、主ポンプ設備の分解整備・改造（無給水化）、主原動機・減速機・系統機器・監視操作制御設備の更新を行うことにより機能向上を図る工事である。
 - 3) 随意契約に付する理由
本工事の実施にあたっては、当初工事契約の受注者（以下「当初受注者」という。）が独自に管理し保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要である。
排水機場ポンプ設備は各メーカーのノウハウによって全体システムが構成されており、一部の機器を改造する場合でもシステム全体の熟知が必要となる。
(株)電業社機械製作所は、当該設備の当初受注者であり、当該設備のノウハウを有し、システム全体を熟知している。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している相手方として(株)電業社機械製作所を特定し、「公共調達の適正化について」（平成 1 8 年 8 月 2 5 日付け財計第 2 0 1 7 号）及び「参加者の有無を確認する公募手続」（平成 1 8 年 9 月 2 8 日付け国官会第 9 3 5 号）に基づき、(株)電業社機械製作所以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、(株)電業社機械製作所が本工事を履行できる唯一の相手方と判断し、当該業者との随意契約手続に移行するものである。
よって、本工事については、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
施工企画課長